

貯金口座振替依頼書

(刈谷田川土地改良区賦課金等)



		申込日 令和 年 月 日		連絡欄	
		口座振替開始月 令和 年 月		1. 新規	
金融機関名	えちご中越農業協同組合			支店 様	
住 所					
フリガナ					
(納入義務者) 組合員名					印
電話番号	()				
フリガナ				届	
(契約者) 口座名義人				出	
金融機関コード	-				
貯金口座の種類	1. 普通 2. 当座	口座番号			

1. 新規
2. 口座番号 変更 名義人
3. 金融機関変更
4. 解約
5. その他 ()

私は、刈谷田川土地改良区の賦課金等を口座振替により納付したいので、土地改良区が指定する日に指定貯金口座から振替納付してください。

尚、過誤納還付金等が生じた場合、この貯金口座に振り込んでください。

◎留意事項

- 1 貴組合に請求書等が送付されたときは、私に通知することなく、請求書等に記載された金額を貯金口座から引落としの上支払ってください。
この場合貯金口座規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻し請求書の提出または小切手の払い出しはしません。
- 2 振替日において請求書記載の金額が貯金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、私に通知することなく、請求書等を返却しても差支えありません。
- 3 この口座振替契約については貴組合が必要と認めた場合には解除されても異議ありません。また、この契約を解除するときは私から貴組合並びに土地改良区に書面により届け出ます。この届け出がないまま長期間にわたり土地改良区から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴組合はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
- 4 この口座振替について、かりに紛議が生じても貴組合の責によるものを除き、貴組合に迷惑をかけません。
- 5 この依頼書による口座振替納付は受理した日から実施します。
- 6 金融機関の合併等により、引き継がれる金融機関で口座振替をされても差支えありません。

J A 欄

検 印	印鑑照合	係 印

貯金口座振替依頼書

(刈谷田川土地改良区賦課金等)



		申込日 令和 年 月 日			
		口座振替開始月 令和 年 月			
金融機関名	えちご中越農業協同組合 支店 様				
住 所					
フリガナ					
(納入義務者)	印				
組合員名					
電話番号	()				
フリガナ					
(契約者)					
口座名義人					
金融機関コード	-				
貯金口座の種類	1. 普通	口座番号			
	2. 当座				

連絡欄	
1. 新規	
2. 口座番号 変更 名義人	
3. 金融機関変更	
4. 解約	
5. その他 ()	

私は、刈谷田川土地改良区の賦課金等を口座振替により納付したいので、土地改良区が指定する日に指定貯金口座から振替納付してください。

尚、過誤納還付金等が生じた場合、この貯金口座に振り込んでください。

◎留意事項

- 貴組合に請求書等が送付されたときは、私に通知することなく、請求書等に記載された金額を貯金口座から引落としの上支払ってください。
この場合貯金口座規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻し請求書の提出または小切手の払い出しはしません。
- 振替日において請求書記載の金額が貯金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、私に通知することなく、請求書等を返却しても差支えありません。
- この口座振替契約については貴組合が必要と認めた場合には解除されても異議ありません。また、この契約を解除するときは私から貴組合並びに土地改良区に書面により届け出ます。この届け出がないまま長期間にわたり土地改良区から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴組合はこの契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。
- この口座振替について、かりに紛議が生じても貴組合の責によるものを除き、貴組合に迷惑をかけません。
- この依頼書による口座振替納付は受理した日から実施します。
- 金融機関の合併等により、引き継がれる金融機関で口座振替をされても差支えありません。

J A 欄

検 印	印鑑照合	係 印

貯金口座振替依頼書

(刈谷田川土地改良区賦課金等)



		申込日 令和 年 月 日		連絡欄	
		口座振替開始月 令和 年 月		1. 新規	
金融機関名	えちご中越農業協同組合			支店 様	
住所					
フリガナ					
(納入義務者) 組合員名					印
電話番号	()				
フリガナ					
(契約者) 口座名義人					
金融機関コード			-		
貯金口座の種類	1. 普通 2. 当座	口座番号			

1. 新規
2. 口座番号 変更 名義人
3. 金融機関変更
4. 解約
5. その他 ()

私は、刈谷田川土地改良区の賦課金等を口座振替により納付したいので、土地改良区が指定する日に指定貯金口座から振替納付してください。

尚、過誤納還付金等が生じた場合、この貯金口座に振り込んでください。

◎留意事項

- 1 貴組合に請求書等が送付されたときは、私に通知することなく、請求書等に記載された金額を貯金口座から引落としの上支払ってください。
この場合貯金口座規定または当座勘定規定にかかわらず、貯金通帳、同払戻し請求書の提出または小切手の払い出しはしません。
- 2 振替日において請求書記載の金額が貯金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、私に通知することなく、請求書等を返却しても差支えありません。
- 3 この口座振替契約については貴組合が必要と認めた場合には解除されても異議ありません。また、この契約を解除するときは私から貴組合並びに土地改良区に書面により届け出ます。この届け出がないまま長期間にわたり土地改良区から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴組合はこの契約が終了したものと取り扱ってさしつかえありません。
- 4 この口座振替について、かりに紛議が生じても貴組合の責によるものを除き、貴組合に迷惑をかけません。
- 5 この依頼書による口座振替納付は受理した日から実施します。
- 6 金融機関の合併等により、引き継がれる金融機関で口座振替をされても差支えありません。

J A 欄

検 印	印鑑照合	係 印

組合員 コード	
------------	--